

## 「基本計画（第2次）」（素案）と青少年インターネット環境整備基本計画（現行）との比較

「基本計画（第2次）」（素案）	青少年インターネット環境整備基本計画
<b>はじめに</b>	
<p><u>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）は、平成21年4月1日に施行され、これに基づき「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が平成21年6月30日に策定された。</u></p> <p><u>この基本計画を受けて、政府及び民間団体等による積極的な活動が展開され、青少年が安全に安心してインターネットを利用するための諸施策は一定の成果を上げている。</u></p> <p><u>官民によるフィルタリングの普及活動により、平成23年6月に実施された内閣府の調査によると、青少年の携帯電話・PHSにおけるフィルタリング利用率は、小学生で約76%、中学生で約70%、高校生で約50%となっており、平成21年10月調査時の小学生約62%、中学生約55%、高校生約39%からは一定の普及が確認できる。</u></p> <p><u>また、「親子のルールづくり」などの家庭における教育・啓発活動など民間による自主的・主体的な取組も多面的に進められている。平成20年の小・中学校における学習指導要領の改訂に続き、平成21年は高等学校で学習指導要領が改訂され、情報モラル教育の充実が図られるなど、年々充実した取組が実施されるようになった。</u></p> <p><u>その一方で、フィルタリング利用率は、やや伸び悩み傾向にあるほか、スマートフォンを始めとする新たな機器が出現し、今後青少年にも急速に普及していくことが予測されること、青少年のインターネット利用の形態、場面も今後変化していくことが考えられる。</u></p> <p><u>そこで、青少年を取り巻くインターネット環境の整備をめぐる新たな課題について検討し、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、平成21年6月の基本計画を変更し、新たな基本計画を策定するべきである。</u></p> <p><u>変更にあたって、特に留意すべき課題は、次の3項目である。</u></p> <p><u>スマートフォンを始めとする新たな機器への対応</u></p> <p><u>保護者に対する普及啓発の強化</u></p> <p><u>国、地方公共団体、民間団体の連携強化</u></p> <p><u>この変更された基本計画に基づき、政府が、地方公共団体とともに、官民連携して、迅速かつ効果的に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進することが求められる。</u></p>	<p>インターネットは、有用で便利なコミュニケーション手段として、18歳未満の青少年にも広く浸透しており、平成19年3月の内閣府の調査によると、パーソナルコンピュータからでは小学生で約58%、中学生で約69%、高校生で約75%、携帯電話からでは小学生で約27%、中学生で約56%、高校生で約96%が利用している。</p> <p>一方、インターネット上には心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が数多く流通している。このような状況において、多くの保護者が、青少年のインターネット利用に関して「有害なサイトへアクセスしたり、犯罪に巻き込まれるのではないか」といった不安を抱いている。今やインターネットは、青少年にとっては当り前の存在であるが、その保護者にとっては、子ども時代には存在しなかったこと（ジェネレーション・ギャップ）から、インターネットの利用やその課題等に対する認識不足が、懸念されることである。</p> <p>また、平成20年には、いわゆる出会い系サイトを通じて724名の青少年が被害に遭い、そのほとんどが携帯電話からインターネットにアクセスしていた。また、出会い系サイト以外のサイトを利用して被害に遭った青少年も792名となっている。</p> <p>この他、睡眠時間を削った電子メールのやりとりなど、過度の依存によって、青少年の生活面などに影響を与えることも懸念されている。</p> <p>このような状況を背景に、平成20年6月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）が成立し、平成21年4月1日に施行された。</p> <p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、青少年インターネット環境整備法に基づき、「基本的な方針」に加え、「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進」、「フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等」及び「民間団体等の支援」に関する事項等について策定するものである。</p> <p>この基本計画に基づき、インターネット上に有害情報が氾濫している現状への対応が喫緊の課題であること、インターネットを取り巻く環境の変化が著しいこと等にかんがみ、地方公共団体とともに、迅速かつ効果的に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進する。</p>
<b>第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針</b>	
<b>1. 基本理念</b>	
<p>青少年インターネット環境整備法は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのつとめるべき、以下の基本理念を掲げている。</p> <p>第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。</p> <p>第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。</p> <p>第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。</p>	<p>青少年インターネット環境整備法は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのつとめるべき、以下の基本理念を掲げている。</p> <p>第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。</p> <p>第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。</p> <p>第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。</p>
<b>2. 基本的な方針</b>	

<p>青少年インターネット環境整備法で規定されている<u>上記</u>の基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下の(1)から(4)に掲げる4点を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。その際には、技術や活用方法等の変化の著しいインターネットについては、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応していく。</p>	<p>青少年インターネット環境整備法で規定されているこの基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。その際には、技術や活用方法等の変化の著しいインターネットについては、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応していく。</p>
<p><b>(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進</b></p>	
<p>青少年が、その発達段階に応じて、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報通信技術の活用指導及び情報モラル教育を実施するとともに、地域社会などにおける青少年に対する啓発活動を実施・支援する。</p>	<p>青少年が、その発達段階に応じて、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報通信技術の活用指導及び情報モラル教育を実施するとともに、地域社会などにおける青少年に対する啓発活動を実施・支援する。</p>
<p><b>(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施</b></p>	
<p>保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会などにおいてインターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。</p>	<p>保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会などにおいてインターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。</p>
<p><b>(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進</b></p>	
<p>保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供などの義務の履行、フィルタリング普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリングの高度化推進、青少年有害情報の閲覧防止措置などを促進する。</p>	<p>保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供などの義務の履行、フィルタリング普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリングの高度化推進、青少年有害情報の閲覧防止措置などを促進する。</p>
<p><b>(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進</b></p>	
<p>インターネット利用者である国民一人ひとりが、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。</p>	<p>インターネット利用者である国民一人ひとりが、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。</p>
<p><b>3. 施策実施において踏まえるべき考え方</b></p>	
<p><u>上記の基本的な方針に基づき各施策を推進するに際しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を通じて、青少年有害情報から青少年を守り、インターネットの恩恵を受させるため、次の5つの考え方を踏まえて実施することが求められる。</u></p>	
<p><u>リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス</u></p>	
<p><u>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、あらゆる機会を利用してインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。</u></p>	
<p><u>保護者及び関係者の役割</u></p>	
<p><u>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する権利を持ち、役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、関係者は連携協力して保護者を補助する各々の役割を果たさなければならない。</u></p>	
<p><u>受信者側へのアプローチ</u></p>	
<p><u>青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。</u></p>	
<p><u>民間主導と行政の支援</u></p>	
<p><u>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するに当たって、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。</u></p>	
<p><u>有害性の判断への行政の不干渉</u></p>	
<p><u>いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。</u></p>	
<p><b>第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項</b></p>	
<p>青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、次のとおり、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発を推進するとともに、教育</p>	<p>青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、次のとおり、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発を推進するとともに、教育</p>

<p>の効果的な手法の開発・普及促進のための、研究支援や情報の収集及び提供を行う施策を実施する。 また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る<u>ことが求められる。</u></p>	<p>の効果的な手法の開発・普及促進のための、研究支援や情報の収集及び提供を行う施策を実施する。 また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。</p>
<p><b>1. 学校における教育・啓発の推進</b></p>	
<p><b>(1) 情報モラル教育等の推進</b></p>	
<p><u>各学校種及び発達段階等</u>に応じた、情報通信技術の適切な活用指導及び情報モラル教育を<u>着実に</u>実施する。</p>	<p>全ての小中高等学校等において、その発達段階に応じた、情報通信技術の適切な活用指導及び情報モラル教育を実施する。</p>
<p><b>(2) 情報モラル等の指導力の向上</b></p>	
<p><u>国が作成した情報モラル教育の指導の参考となる資料の活用を推進するほか、指導主事等に対する研修などを実施することなどにより教員の情報モラル教育の指導力の向上を図り、引き続き、概ね全ての教員（教員を志望する学生を含む。）が情報通信技術の活用及び情報モラルを指導する能力を身に付けることを目指す。</u></p>	<p>学校に専門家を派遣し指導主事や教員をサポートし、学校における情報モラル指導のモデルの確立を図るほか、指導主事等に対する研修などを実施することなどにより教員の情報モラル指導力の底上げを図り、平成23年度までに概ね全ての教員の情報通信技術の活用及び情報モラルを指導する能力を身につけるようにする。</p>
<p><b>(3) 学校における啓発活動の推進</b></p>	
<p>学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。</p>	<p>学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。</p>
<p><b>(4) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進</b></p>	
<p>いわゆる「学校裏サイト」などを通じた「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、<u>「ネット上のいじめ」を始めとしたインターネット上のトラブルの未然防止、早期発見、早期対応につながる効果的な取組や問題が発生した場合には学校が関係機関等と連携・協力した取組を行うことを促進する。</u>また、「ネット上のいじめ」を含めた児童・生徒が抱える問題について相談できるような体制の整備を推進する。 なお、「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」や「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底などを求めた通知を踏まえ、各学校や地域の実情に応じた取組を推進する。</p>	<p>いわゆる「学校裏サイト」などを通じた「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、未然防止、早期発見、早期対応につながる効果的な取組や問題が発生した場合には学校が関係機関等と連携・協力した取組を行うことを促進する。また、「ネット上のいじめ」を含めた児童・生徒が抱える問題について相談できるような体制の整備を推進する。 なお、「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」や「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底などを求めた通知を踏まえ、各学校や地域の実情に応じた取組を推進する。</p>
<p><b>2. 社会における教育・啓発の推進</b></p>	
<p><b>(1) 地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援</b></p>	
<p><u>青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供するとともに、</u>青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する（再掲）。<u>また、</u>地域、民間団体、事業者などによる教育・啓発活動を、それぞれの実情に応じながら、その実施のための取組体制の構築、シンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布などにより支援する。</p>	<p>青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する（再掲）とともに、地域、民間団体、事業者などによる教育・啓発活動を、それぞれの実情に応じながら、その実施のための取組体制の構築、シンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布などにより支援する。</p>
<p><b>(2) ポータルサイト等を活用した分かりやすく速やかな情報提供</b></p>	
<p>違法・有害情報対策のホームページ等のポータルサイトを活用し、違法・有害情報への具体的対策等について、<u>分かりやすく</u>利便性の高い情報の速やかな提供を実施する。 <u>また、</u>青少年のインターネット環境整備のために各省庁が取り組んでいる施策の一覧、保有するデータ等を内閣府の青少年インターネット環境整備に関するポータルサイトを活用すること等により、<u>一覧性を持たせて分かりやすく提供すると共に、各省庁の施策の連携を深める。</u></p>	<p>違法・有害情報対策のホームページ等のポータルサイトを活用し、違法・有害情報への具体的対策等について、<u>わかりやすく</u>利便性の高い情報の速やかな提供を実施する。</p>
<p><b>(3) サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進</b></p>	
<p><u>既にサイバー防犯ボランティアとして活動している団体のノウハウを調査研究するなどして、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援し、同ボランティアにより青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動を行って、国民参加の気運を醸成し、安全で安心なインターネット空間の実現に向けた取組を推進する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><b>(4) インターネットリテラシーに関する指標策定の取組</b></p>	
<p><u>スマートフォンを始めとする新たな機器の出現などにより、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーが多様化しているところ、青少年のインターネットリテラシーに関する指標を策定し、これを青少年に適用することで、青少年のインターネットリテラシーを計測し、その分析結果に基づいたインターネットリテラシーの向上施策を推進する。</u></p>	<p>(新規)</p>

<b>3. 家庭における教育・啓発の推進</b>	
<b>(1) 「親子のルールづくり」など家庭における取組への支援</b>	
保護者等に対する青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する（再掲）。 また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための携帯電話・PHS等の利用に係る親子のルールづくり、いわゆるプロフなどの利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネットに関するメディアリテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。	保護者等に対する青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する（再掲）。 また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための携帯電話利用に係る親子のルールづくり、いわゆるプロフなどの利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネットに関するメディアリテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。
<b>(2) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理（ペアレンタルコントロール）への支援</b>	
青少年のプライバシーに配慮した形でのアクセス履歴の把握や機能限定が可能な携帯電話など、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる方法（ペアレンタルコントロール）について周知啓発を実施する。	青少年のアクセス履歴のチェック機能や機能限定が可能な携帯電話など、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる方法（ペアレンタルコントロール）について周知啓発を実施する。
<b>(3) 保護者に対する有効な普及啓発支援の検討</b>	
普及啓発活動において、法の趣旨に沿ったフィルタリングの利用や家庭内でのルールづくりなどの取組を推進する上で、保護者に対する更なる理解及び自主的な取組促進が重要であることから、そのための効果的な普及啓発の支援策について、有識者による検討を行い、その検討結果に基づき普及啓発支援を実施する。	（新規）
<b>4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等</b>	
<b>(1) 効果的な情報教育の実施への支援</b>	
情報教育の実施上の課題の解決を目指した調査研究を実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。	情報教育の実施上の課題の解決を目指した調査研究を実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。
<b>(2) 保護者に対する効果的な啓発の在り方の検討・推進</b>	
保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応に関する情報を利用できるようにするとともに、携帯電話・PHS・ゲーム機やパーソナルコンピュータ等のインターネット接続機器の購入時などを捉えた効果的な啓発の在り方の検討を推進し、これらの取組の効果を高めるため、利用実態の継続的な調査を実施する。	保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応に関する情報を利用できるようにするとともに、携帯電話・PHSやパーソナルコンピュータ等のインターネット接続機器の購入時などを捉えた効果的な啓発の在り方の検討を推進する。
<b>5. 国民運動の展開</b>	
<b>(1) 社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施</b>	
社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や青少年が使用する携帯電話・PHS等の購入が多く見込まれる進学・進級時期における集中的かつ効果的な活動などにより、総合的な広報啓発等を継続的に実施する。	社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」などにより広報啓発等を継続的に実施する。
<b>(2) インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援</b>	
地球温暖化防止の国民運動として取り組まれている「チーム・マイナス6%」のように、インターネット利用者・事業者などが自らインターネットの利用環境整備に向け具体的に取り組むことを決め、ロゴマークなどを用いてそれを明らかにし、実践するなどの、取組主体の更なる広がりを促進する活動を支援する。	地球温暖化防止の国民運動として取り組まれている「チーム・マイナス6%」のように、インターネット利用者・事業者などが自らインターネットの利用環境整備に向け具体的に取り組むことを決め、ロゴマークなどを用いてそれを明らかにし、実践するなどの、取組主体の更なる広がりを促進する活動を支援する。
<b>第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項</b>	
青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、事業者によるフィルタリング提供義務等を確実に実施しつつ、更なるフィルタリングの利用の普及を図るとともに、保護者が青少年の発達段階に応じたきめ細かな設定が可能で効果的なフィルタリングを利用できるようにする施策を実施することを求められる。	青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、事業者によるフィルタリング提供義務等を確実に実施しつつ、更なるフィルタリングの利用の普及を図るとともに、保護者が青少年の発達段階に応じたきめ細かな設定が可能で効果的なフィルタリングを利用できるようにする施策を実施する。
<b>1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進</b>	
<b>(1) フィルタリング提供義務等の実施徹底</b>	
青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリング提供などの義務の実施を徹底するとともに、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）」に基づくいわゆる出会い系サイトの利用を防止するためのフィルタリングその他の手段を関係事業者が提供する取組を推進する。特に、青少年インターネット環境整備法に基づき青少年へのフィル	青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリング提供などの義務の実施を徹底するとともに、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）」に基づくいわゆる出会い系サイトの利用を防止するためのフィルタリングその他の手段を関係事業者が提供する取組を推進する。

<p>タリングの提供が原則として義務づけられる携帯電話・PHSについては、青少年が利用しているの否かを把握する取組を推進する。</p> <p><u>また、インターネットカフェ事業者に対して、青少年に対する有害情報の閲覧防止措置を講ずるなど青少年インターネット環境整備法の遵守等の働き掛けを継続的に推進する。</u></p>	<p>特に、青少年インターネット環境整備法に基づき青少年へのフィルタリングサービスの提供が原則として義務づけられる携帯電話・PHSについては、青少年が利用しているの否かを把握する取組を推進する。</p>
<b>(2)保護者への説明等の推進</b>	
<p>青少年のインターネット接続に際し用いられる携帯電話・PHS・ゲーム機やパーソナルコンピュータ等の端末については、保護者などにフィルタリングの内容及び必要性及び利用方法が充分理解されるようにする取組を推進する。</p>	<p>青少年のインターネット接続に際し用いられている携帯電話・PHS及びパーソナルコンピュータについては、保護者などにフィルタリングの内容及び必要性が充分理解されるようにする取組を推進する。</p>
<b>(3)望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及</b>	
<p><u>青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネット接続に際し用いられる携帯電話・PHS・ゲーム機やパーソナルコンピュータ等の端末について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進する。</u></p>	<b>(新規)</b>
<b>2.携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進</b>	
<b>(1)携帯電話・PHSのフィルタリングの多様化・改善の推進</b>	
<p>青少年インターネット環境整備法に基づき青少年への提供が原則として義務づけられる携帯電話・PHSのフィルタリングについては、<del>選択肢が限られている。このため、平成21年度中に、青少年が多く利用する主要な携帯電話・PHS事業者により、</del>青少年の発達段階に応じて保護者が選択できる多様なフィルタリングが提供されるよう、その取組を促進し、必要に応じて更なる改善を促す。</p>	<p>青少年インターネット環境整備法に基づき青少年への提供が原則として義務づけられる携帯電話・PHSのフィルタリングサービスについては、<del>選択肢が限られている。このため、平成21年度中に、青少年が多く利用する主要な携帯電話・PHS事業者により、</del>青少年の発達段階に応じて保護者が選択できる多様なサービスが提供されるよう、その取組を促進し、必要に応じて更なる改善を促す。</p>
<b>(2)携帯電話・PHSのフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援</b>	
<p>携帯電話・PHSのフィルタリングにおいて、青少年有害情報に該当しない情報まで閲覧を制限されることがないよう、民間の第三者機関による青少年保護に配慮した運営体制等をとるウェブサイトを選定する取組等を支援する。</p>	<p>携帯電話・PHSのフィルタリングサービスにより、青少年有害情報に該当しない情報まで閲覧を制限されることがないよう、民間の第三者機関による青少年保護に配慮した運営体制等をとるウェブサイトを選定する取組等を支援する。</p>
<b>3.新たな機器及び伝送技術への対応</b>	
<b>(1)フィルタリングの推進</b>	
<p>環境変化が激しいインターネット利用については、スマートフォンなどの新たな機器やWifiなどの伝送技術が普及することに対応して、民間団体の自主的な取組の在り方も踏まえて、今後の具体的なフィルタリングの実施方策等について、第三者機関の関与も含め、関係省庁が連携して継続的に検討する。</p> <p><u>また、保護者などにフィルタリングの内容及び必要性及び利用方法を分かりやすく伝える事業者の自主的な取組を支援する。</u></p>	<b>(新規)</b>
<b>(2)青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の設計等の支援</b>	
<p>青少年を取り巻くインターネット環境においては、次々と新しい機器が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し、青少年に対するインターネット上の危険性をあらかじめできるだけ小さくしておくことが重要であることから、<u>実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計、サービスの設計、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるように民間の取組を支援する。</u></p>	<b>(新規)</b>
<b>4.フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援</b>	
<p>フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援するため、インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報されたウェブサイトのURL情報を、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援する。</p>	<p>フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援するため、インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報されたウェブサイトのURL情報を、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援する。</p>
<b>5.フィルタリング普及促進のための啓発活動等</b>	
<p>フィルタリングの普及促進のため、<del>パーソナルコンピュータ用の簡易なフィルタリングソフトを無償で提供するとともに、</del>地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及びPTAその他の関係団体などと連携して、<u>スマートフォンを始めとする新たな機器にも配慮した</u>啓発活動を継続的に実施し、推進する。</p>	<p>フィルタリングの普及促進のため、パーソナルコンピュータ用の簡易なフィルタリングソフトを無償で提供するとともに、地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及びPTAその他の関係団体などと連携して、啓発活動を継続的に実施し、推進する。</p>
<b>6.フィルタリング普及状況等に関する調査研究</b>	

更なるフィルタリングの性能向上及び普及等の施策の検討及び実施に資するため、青少年及び保護者に対し、 <u>インターネットやフィルタリングの利用実態</u> 、フィルタリングの認知及び普及の状況並びにフィルタリングの改善ニーズ等について調査を継続的に実施し、その結果を公表する。	更なるフィルタリングの性能向上及び普及等の施策の検討及び実施に資するため、青少年及び保護者に対し、フィルタリングの認知及び普及の状況並びにフィルタリングの改善ニーズ等について調査を継続的に実施し、その結果を公表する。
--	--

<b>第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項</b>	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的、主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援などを実施する <b>ことが求められる。</b>	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的、主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援などを実施する。
<b>1. 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援</b>	
民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、地域における取組体制の構築、シンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布などの地域の実情に応じた取組を支援する（再掲）。	民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、地域における取組体制の構築、シンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布などの地域の実情に応じた取組を支援する（再掲）。
<b>2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援</b>	
<b>(1) ガイドライン策定等の体制整備の支援</b>	
個人・企業などのウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者などによる自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体における <b>モデル約款の整備</b> や違法・有害情報対策ガイドラインの策定及びそれを実施する体制整備、相談窓口などの取組を支援する。	個人・企業などのウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者などによる自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置を促進するため、民間団体における違法・有害情報対策ガイドラインの策定及びそれを実施する体制整備、相談窓口などの取組を支援する。
<b>(2) 効率的かつ円滑な活動実現のための支援</b>	
事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する <b>調査</b> を行う。	事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する検出技術の研究開発について支援を行うほか、違法・有害情報を特定・選別する業務に従事する者への精神的ケアの在り方等の情報共有を推進する。
<b>(3) レイティング・ゾーニングの取組の支援</b>	
<del>ウェブサイト運営者により青少年有害情報が適切に分類され、利用者による閲覧防止の判断が容易かつ適確にできるよう、いわゆるレイティングの基準策定及びその実施や、ウェブサイトにおいて青少年有害情報とそれ以外の情報とを区分するいわゆるゾーニングを推進する民間団体の取組を支援する。</del>	ウェブサイト運営者により青少年有害情報が適切に分類され、利用者による閲覧防止の判断が容易かつ適確にできるよう、いわゆるレイティングの基準策定及びその実施や、ウェブサイトにおいて青少年有害情報とそれ以外の情報とを区分するいわゆるゾーニングを推進する民間団体の取組を支援する。
<b>3. 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援</b>	
<del>青少年有害情報などの閲覧防止措置の対応に関するトラブルの解決を円滑にするため、ウェブサイト運営者とコンテンツ掲載者、フィルタリング提供事業者等における、紛争の類型化及び解決の在り方について検討する。</del>	青少年有害情報などの閲覧防止措置の対応に関するトラブルの解決を円滑にするため、ウェブサイト運営者とコンテンツ掲載者、フィルタリング提供事業者等における、紛争の類型化及び解決の在り方について検討する。
<b>3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援</b>	
青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブルについて相談等を行う民間団体等の活動を支援する。	青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブルについて相談等を行う民間団体等の活動を支援する。
<b>4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援</b>	
産学連携した自主的取組を推進する民間団体である安心ネットづくり促進協議会等のインターネットの利用環境整備に向けた活動の <b>取組強化</b> 、 <b>参加者相互間の連携強化</b> を支援する。	産学連携した自主的取組を推進する民間団体である安心ネットづくり促進協議会等のインターネットの利用環境整備に向けた活動を支援する。
<b>第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項</b>	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、サイバー犯罪の取締りを推進するとともに、違法・有害情報の削除等に関する対応依頼や被害に関する相談体制を整備し、迷惑メールなどの個別の課題への取組を推進する <b>ことが求められる。</b>	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、サイバー犯罪の取締りを推進するとともに、違法・有害情報の削除等に関する対応依頼や被害に関する相談体制を整備し、迷惑メールなどの個別の課題への取組を推進する。
<b>1. サイバー犯罪の取締り等の推進</b>	
<b>(1) 取締り推進及び体制強化</b>	
インターネットを通じた青少年等の犯罪被害の抑止に資する、いわゆる出会い系サイト上の禁止誘引行為、インターネット上の児童ポルノ事犯等サイバー犯罪の取締りを推進するとともに、これに必要な取締り体制を強化するほか、サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。	インターネットを通じた青少年等の犯罪被害の抑止に資する、いわゆる出会い系サイト上の禁止誘引行為、インターネット上の児童ポルノ事犯等サイバー犯罪の取締りを推進するとともに、これに必要な取締り体制を強化するほか、サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。
<b>(2) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進</b>	
サイバー犯罪の被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた事業者等との良好な協力関係の構築を一層推進する。	サイバー犯罪の被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた事業者等との良好な協力関係の構築を一層推進する。
<b>2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進</b>	

<b>(1)インターネット・ホットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進</b>	
インターネット上に氾濫する違法情報・有害情報への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法情報・有害情報の削除依頼を推進するとともに、いわゆる出会い系サイトや会員制サイト等における違法情報のインターネット・ホットラインセンターへの通報が促進されるよう、サイバーパトロール業務の民間委託を推進する。	インターネット上に氾濫する違法情報・有害情報への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法情報・有害情報の削除依頼を推進するとともに、いわゆる出会い系サイトや会員制サイト等における違法情報のインターネット・ホットラインセンターへの通報が促進されるよう、サイバーパトロール業務の民間委託を推進する。
<b>(2)事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援</b>	
インターネット上の児童ポルノについて、被害者である青少年の権利を保護するため、事業者及び民間団体における効果的な閲覧防止策の検討を支援する。	インターネット上の児童ポルノについて、被害者である青少年の権利を保護するため、事業者及び民間団体における効果的な閲覧防止策の検討を支援する。
<b>3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進</b>	
<b>(1)青少年等からの相談等への対応</b>	
名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話による相談の受付、全国の小中学生への相談用の便箋兼封筒の配布、インターネットによる相談の受付などの対策を推進する。また、青少年や保護者等に対して、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動を推進する。	名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話による相談の受付、全国の小中学生への相談用の便せん兼封筒の配布、インターネットによる相談の受付などの対策を推進する。また、青少年や保護者等に対して、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動を推進する。
<b>(2)名誉毀損・プライバシー侵害対応の支援</b>	
名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、必要に応じプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。	名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、必要に応じプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。
<b>4. 迷惑メール対策の推進</b>	
<b>(1)法の着実な執行その他の総合的な対策実施</b>	
一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。	一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。
<b>(2)国際連携の推進</b>	
各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。	各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。
<b>(3)チェーンメール対策の周知啓発</b>	
多くの青少年が受け取ったり、送ったりしているチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼び掛け、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。	多くの青少年が受けとっているチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼びかけ、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。
<b>5. 国内外における調査</b>	
<b>(1)有害情報の社会的影響等の調査研究の実施</b>	
青少年有害情報の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査などを支援する。	有害情報の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査などを支援する。
<b>(2)諸外国の取組の調査</b>	
青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。	青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。
<b>第6 推進体制等</b>	
<b>1. 国における推進体制</b>	
基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関及びIT安心会議等の相互の緊密な連携・協力を図るとともに、「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」（平成 19 年 10 月 15 日IT安心会議決定）をはじめとする施策相互間の十分な調整を図る。	基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関及びIT安心会議等の相互の緊密な連携・協力を図るとともに、「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」（平成 19 年 10 月 15 日IT安心会議決定）をはじめとする施策相互間の十分な調整を図る。
<b>2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制の活用</b>	
基本計画に基づく施策の実施にあたっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことにかんがみ、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。	基本計画に基づく施策の実施にあたっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことにかんがみ、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。

<p>このため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」など官民の関係セクターを横断する枠組を活用して、緊急に対処すべき事案などについて速やかに情報共有し、その効果的な対応の検討を継続的に行うとともに、「ネット安全安心全国推進会議」などを開催し、学校関係団体・P T A・通信関係団体について連携を図る。</p>	<p>このため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」など官民の関係セクターを横断する枠組を活用して、緊急に対処すべき事案などについて速やかに情報共有し、その効果的な対応の検討を継続的に行うとともに、「ネット安全安心全国推進会議」などを開催し、学校関係団体・P T A・通信関係団体について連携を図る。</p>
<p><b>3 . 国際的な連携の促進</b></p>	
<p>国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性にかんがみ、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信するとともに、各国の取組に関する情報交換を進める。<u>特に平成24年2月に採択された経済協力開発機構（OECD）のオンライン上の青少年保護勧告やそれに基づく取組については、関係府省で連携して継続的に対応する。</u> また、民間のインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国際的な連携を目指した取組を検討する。</p>	<p>国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性にかんがみ、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信するとともに、各国の取組に関する情報交換を進める。 また、民間のインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国際的な連携を目指した取組を検討する。</p>
<p><b>4 . 基本計画の見直し等</b></p>	
<p>基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題等に対し迅速に取り組み、1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、<u>青少年のインターネット利用環境実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつ</u>フォローアップを実施する。また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年インターネット環境をめぐる諸情勢の変化<u>並びに青少年インターネット環境整備法及び</u>基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、<u>法令改正も含めた必要な対応の検討を実施するとともに、</u>3年後を目途に基本計画を見直すものとする。</p>	<p>基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題に対し迅速に取り組み、1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、フォローアップを実施する。また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年インターネット環境をめぐる諸情勢の変化、基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、3年後を目途に基本計画を見直すものとする。</p>